

改正案	現行
<p>別表（第二条関係）</p> <p>一 （略）</p> <p>二 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第三十八条に規定する事業用電気工作物であつて発電用のものの設置又は変更の工事の事業（略）</p> <p>三 製造業（物品の加工修理業を含む。）、ガス事業又は熱供給事業の用に供するための工場又は事業場（第八号において「工場等」という。）の新設又は変更の事業（略）</p> <p>四 製造業（物品の加工修理業を含む。）、ガス事業又は熱供給事業の用に供するための工場又は事業場（第八号において「工場等」という。）の新設又は変更の事業（略）</p> <p>五 製造業（物品の加工修理業を含む。）、ガス事業又は熱供給事業の用に供するための工場又は事業場（第八号において「工場等」という。）の新設又は変更の事業（略）</p> <p>六 製造業（物品の加工修理業を含む。）、ガス事業又は熱供給事業の用に供するための工場又は事業場（第八号において「工場等」という。）の新設又は変更の事業（略）</p> <p>七 工場用地（工場等の用に供するための敷地又はこれに隣接し、緑地、道路その他の公共用施設の用に供するための敷地であつて計画的に取得され、又は造成される一団の土地をいう。）の造成の事業（略）</p> <p>八 工場用地（工場等の用に供するための敷地又はこれに隣接し、緑地、道路その他の公共用施設の用に供するための敷地であつて計画的に取得され、又は造成される一団の土地をいう。）の造成の事業（略）</p> <p>九 工場用地（工場等の用に供するための敷地又はこれに隣接し、緑地、道路その他の公共用施設の用に供するための敷地であつて計画的に取得され、又は造成される一団の土地をいう。）の造成の事業（略）</p> <p>十 工場用地（工場等の用に供するための敷地又はこれに隣接し、緑地、道路その他の公共用施設の用に供するための敷地であつて計画的に取得され、又は造成される一団の土地をいう。）の造成の事業（略）</p> <p>十一 工場用地（工場等の用に供するための敷地又はこれに隣接し、緑地、道路その他の公共用施設の用に供するための敷地であつて計画的に取得され、又は造成される一団の土地をいう。）の造成の事業（略）</p> <p>十二 工場用地（工場等の用に供するための敷地又はこれに隣接し、緑地、道路その他の公共用施設の用に供するための敷地であつて計画的に取得され、又は造成される一団の土地をいう。）の造成の事業（略）</p>	<p>別表（第二条関係）</p> <p>一 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第二条第一項に規定する道路その他の道路の新設及び改築の事業</p> <p>二 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第八条第一項に規定する一般廃棄物処理施設及び同法第十五条第一項に規定する産業廃棄物処理施設の設置並びにその構造及び規模の変更の事業</p> <p>三 製造業（物品の加工修理業を含む。）、ガス事業又は熱供給事業の用に供するための工場又は事業場（第七号において「工場等」という。）の新設又は変更の事業</p> <p>四 公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）による公有水面の埋立て及び干拓の事業</p> <p>五 流通業務市街地の整備に関する法律（昭和四十一年法律第百十号）第二条第二項に規定する流通業務団地の造成の事業</p> <p>六 住宅の用に供するための土地（道路、緑地その他の公共用施設の用に供するための土地を含む。）の造成の事業</p> <p>七 工場用地（工場等の用に供するための敷地又はこれに隣接し、緑地、道路その他の公共用施設の用に供するための敷地であつて計画的に取得され、又は造成される一団の土地をいう。）の造成の事業</p> <p>八 野球場、庭球場、陸上競技場、遊園地、動物園その他の運動又はレクリエーション施設の用に供するための土地の造成の事業（次号に掲げるものを除く。）</p> <p>九 ゴルフ場の造成の事業</p> <p>十 前各号に掲げるもののほか、一団の土地について行う区画形質の変更に関する事業</p> <p>十一 前各号に掲げるもののほか、これらに類する事業であつて当該事業に係る環境影響を受ける地域の範囲が広く、その事業に係る環境影響評価を行う必要の程度がこれらに準ずるものとして規則で定める事業の種類</p>